

令和5年度 大阪市社会福祉審議会総会 会議録

1 開催日時 令和6年3月29日(金) 午後2時～4時

2 開催場所 大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

3 出席委員 24名

(来庁) 石田委員、岡田委員、片山委員、川井委員、川端委員、北委員、草島委員、くぼた委員、
小池委員、小嶋委員、白澤委員、手嶋委員、中尾委員、永岡委員、永田委員、弘川委員、
藤本委員、前田委員、森脇委員

(Web) 佐田委員、早瀬委員、藤井委員、丸山委員、三田委員

※五十音順

※Web出席委員について、映像と音声により委員本人の確認を行った。

事務局(吉原福祉局総務部経理・企画課長代理)

(定数確認)

本日は、委員総数29名の過半数を超える24人の皆様にご出席いただいております。大阪市社会福祉審議会
条例第5条第3項により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

本日出席しております本市の関係職員につきましては、机の上の名簿、参考資料2のほうをご覧ください
まして、個々の紹介のほうは割愛させていただきます。

それでは、会議の開会に当たりまして、福祉局長の坂田からご挨拶を申し上げます。

坂田福祉局長あいさつ

皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました福祉局長の坂田でございます。本日は、この年度末の本
当に大変お忙しい中、当審議会にご出席賜りいただきまして誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、平素から大阪市政各般にわたりまして、とりわけ福祉行政に関しましてご尽力、
ご協力賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

まず、開会に当たりまして、元旦に発生いたしました能登半島地震でお亡くなりになられた方々、被災さ
れた全ての方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

間もなく3か月が経過しようとしておりますが、一日も早い復旧・復興が待たれており、本市からは発災

当初より、消防の関係、水道の関係、それから保健師などを現地へ派遣しておりますし、先日まで福祉局からも職員を派遣いたしまして、実は罹災証明ということでお手伝いをさせていただいたところがございます。

本市では、平時の見守りが災害時のいざというときに役に立つというふうを考えておりまして、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業などを実施し、顔の見える関係づくりを推進しておりますが、改めてそういうことの重要性というものを再認識したところがございます。

そのような中で、本市の福祉施策の基本的な方向性、それから事業の進め方につきましては、地域福祉の分野、障がい福祉の分野、高齢福祉の分野などの計画を策定いたしまして事業の推進を図っているところがございます。これらの計画は策定から3年間が経過しようとしているところがございます。この間、様々な動きがございます。地域福祉の分野では、社会的つながりの希薄化、担い手不足の課題、それから障がい福祉の分野におきましては、障害者差別解消法に係る課題ですとか医療的ケアを必要とする児童への課題、また、高齢の分野では、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年問題や、団塊ジュニアの世代が65歳以上の高齢者となる2040年問題ということが、その対応が急がれております。

今年度は、各専門分科会等におきまして、これらの状況を盛り込みました令和6年度からの新たな計画についてご審議いただきました。この間、多大なるご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。

本日は、それらの計画につきまして改めてご報告を申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

福祉局といたしましては、組織目標といたしまして、「誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現」というものを目指しております。そのためにも、この計画に基づき施策を推進してまいりますので、委員の皆様方のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は限られた時間ではございますが、皆様方からの忌憚のないご意見を頂戴いたしますことをお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（吉原福祉局総務部経理・企画課長代理）

それでは、議事に入ります前に、皆様のお手元に配付しております資料につきましてご確認をお願いいたします。

まず、本日の会議次第でございます。1枚物でございます。

次に、めくっていただきまして、配付資料としまして資料の1、各専門分科会、部会の開催状況等についてというものでございます。

資料2-1から2-3につきましては、それぞれ計画の概要版ということになりますが、次期大阪市障が

い者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要というものが1つ、続いて「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年～8年度）」の概要、最後に第3期大阪市地域福祉基本計画の概要についてというものでございます。

参考資料としまして、参考資料の1が本日の会議の委員の名簿でございます。参考資料2が、先ほどもご案内しましたこの審議会の本市関係職員の一覧でございます。参考資料3はこの審議会の関係法令、参考資料4はこの審議会の設置状況ということでございます。

ウェブで参加の皆様におかれましては、事前に送付しております資料をご覧くださいますようお願いいたします。

全てそろっておりますでしょうか。不足等ございましたら事務局までお申しつけくださいませ。

なお、本日、皆さんの手元には分厚い3冊の、装丁をしたものではないんですけども、3つの先ほど概要で申し上げました計画のものが、冊子はまだできていないのですが、全て中身のほうは固まりましたので、暫定版ということでご用意させていただきました。本日、大阪市のホームページ等にも掲載して、広く公表しているというものでございます。

それでは、以降の進行につきましては白澤委員長にお願いしたいと存じます。

白澤委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

白澤委員長

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました本社会福祉審議会の会長を仰せつかっております白澤でございます。

本日は、大変お忙しい中、年度末にもかかわらずご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど坂田局長からも話がございましたように、今年度は大阪市も、これは全国全てこういう形になっているわけですが、3つの計画の作成を各分科会で進めていただいたと。高齢の介護保険事業計画、地域福祉の計画と障がいの計画という。

恐らくこの3つとも、とりわけ地域福祉計画はそうだろうと思いますが、今まで縦割りでいろんな相談事業を展開してきたわけですが、それを越えて全ての人を支えるような仕組みをどうつくっていくのかというのは、全国的な課題として地域共生社会の実現と言われているそういうものだろうというように考えているわけですが、本日はそういう意味で、この3つの計画を皆さん方にご報告いただく中で、ぜひそういう全ての人たちが支えられるという視点が貫いた3つの計画の中で実現をしていくと、こういうことをぜひご確認いただければ大変ありがたいかと、こういうふうに思っております。

それでは着座で進めさせていただきます。

本日の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

報告事項でございますが、1番、各専門分科会、部会の開催状況につきまして、各専門部会の開催状況について資料1をご覧ください。

事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

(松岡福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長)

福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長の松岡でございます。

私のほうからは、資料1ページ目でございます身体障害者福祉専門分科会、第1から第10審査部会についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

審査部会の概要についてでございますが、身体障がい者手帳の交付を希望する方から申請があった場合は、まずは各区の保健福祉センターにおいて国が定める認定基準等に基づき障がい認定を行い、身体障がい者手帳を交付しているところでございます。

ただし、認定基準に該当しない場合、あるいは障がい認定において疑義があるケースにつきましては、障がい種別に応じ、身体障害者福祉専門分科会の第1から第10の各審査部会に諮問し、審査会の意見を踏まえた上で各区の保健福祉センターにおいて障がい等級等を決定し、身体障がい者手帳の交付を行っているところでございます。

各審査部会におきましては、先ほどご説明させていただきました身体障がい者手帳の交付に係る障がい程度の審査判定を行うほか、手帳の申請時に必要な診断書、意見書を作成できる医師の指定及び取消し、また、公費負担による医療を行う指定自立支援医療機関の指定及び取消しに関してのご意見をいただいているところでございます。

今年度、令和5年度の開催状況、審査件数につきましては、資料の表のとおりとなっております。

審査件数につきましては、今年度2月末までで4,719件となっております。一方、昨年度2月末までの件数は4,484件であり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた年度を除き、審査件数は年々増加しているところでございます。特に肢体不自由に係る第1審査会につきましては、今年度におきましても月平均215件程度と200件を超える状況となっており、今後もこのような傾向は続くものと考えております。

また、審査会の開催方法といたしまして、コロナウイルス感染症拡大対策をきっかけとして始めました郵送での書面審議による方法につきましても、可能な審議については今後も継続して導入するなど、引き続き

効率的な審査会運営に努めてまいります。

引き続き適正な審査部会の運営に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

事務局（吉原福祉局総務部経理・企画課長代理）

身体障害者福祉専門分科会の説明は以上でございます。

続きまして、高齢者福祉専門分科会の開催状況についてお願いいたします。

事務局（岸田福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）

福祉局高齢福祉課長、岸田でございます。

私のほうから、資料1の2ページ、高齢者福祉専門分科会についてご説明させていただきたいと思っております。

高齢者福祉専門分科会では、大阪市保健福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに策定するに当たりまして、計画に関する事項や高齢者施策の推進、円滑な実施についてのご審議をすることとされています。

組織の体系でございますが、高齢者福祉専門分科会には、保健福祉部会、介護保険部会、認知症施策部会を組織しております。

令和5年の開催状況でございますが、日にち順にずらっと記載しておりますが、令和5年度は3回の高齢者福祉専門分科会と5回の各部会を開催し、大阪市保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について様々なご意見をいただきご審議いただきました。

また、令和6年度の開催予定でございますが、高齢者福祉専門分科会と各部会を開催し、専門分科会会長や各部会長の選任と、令和7年度に実施予定の高齢者実態調査などのご意見についてご審議していただく予定でございます。

私からは以上でございます。

事務局（吉原福祉局総務部経理・企画課長代理）

高齢者福祉専門分科会の説明は以上でございます。

続きまして、民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会の開催状況についてお願いいたします。

事務局（岩田福祉局生活福祉部地域福祉課長）

福祉局地域福祉課長の岩田でございます。

私からは、民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会の開催状況等についてご説明いたします。

資料1の3ページをご覧ください。

大阪市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会は、民生委員の推薦等に当たり、大阪市民生委員推薦会で審議する民生委員として求められる資質を備えているかについて意見聴取するとともに、民生委員に不適格とすべき事由がないかについて調査審議いただくものです。

民生委員は、都道府県知事の推薦によりまして、厚生労働大臣が委嘱しております。その推薦を行うに当たりましては、都道府県に設置された地方社会福祉審議会の意見を聞くよう努めるものとしてされておりますが、本市においては、欠員補充対応の迅速化、効率を図る必要があることから、通常の補充委嘱、年に3回行っておりますが、民生委員審査専門分科会への諮問を行わないこととしております。

しかしながら、3年に一度の一斉改選に伴う推薦に当たりましては、その重要性に鑑み、民生委員審査専門分科会の意見を聴取した上で行うことが望ましいため、本分科会を開催しております。

今年度につきましては開催が必要な事案がございませんでしたので、開催実績はございません。

今後の開催予定といたしましては、解職の適否の判断を仰ぐ必要が生じた際には必要に応じて開催することとしております。

民生委員審査専門分科会の開催状況の説明は以上でございます。

続きまして、資料4ページをご覧ください。

地域福祉専門分科会は、地域福祉に関する事項を調査審議するもので、その下に地域福祉基本計画に関する事項を集中的にご審議いただく地域福祉基本計画策定・推進部会を設置しております。

今年度の開催状況につきましては、記載のとおり、7月と8月に計画策定・推進部会を、10月に専門分科会を開催し、第2期の大阪市地域福祉基本計画の進捗状況についてご確認いただいた上で、第3期となる大阪市地域福祉基本計画の素案についてご審議いただきました。

その後、年末年始にはパブリックコメントを実施し、市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、そのほかの必要な修正や整理なども行いまして作成いたしました計画案について、今月に開催いたしました専門分科会においてご審議いただき、計画を策定したところでございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（吉原福祉局総務部経理・企画課長代理）

民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会の説明は以上でございます。

続きまして、社会福祉施設・法人選考専門分科会の開催状況についてお願いいたします。

事務局（大谷福祉局総務部法人監理担当課長）

福祉局総務部法人監理担当課長の太谷でございます。

私のほうからは、資料の1の5ページの社会福祉施設・法人選考専門分科会についてご説明させていただきます。

着座で説明させていただきます。

まず初めに、概要でございますが、審査する内容といたしましては、（1）の社会福祉法人の設立、合併、解散等に関する事項をはじめ、7個の項目につきまして審議をいただいているところでございます。

具体的には、その下にございます米印ですが、本市域内において社会福祉法人または社会福祉法人を設立しようとする方が、特別養護老人ホーム等の第1種社会福祉事業や第2種社会福祉事業等を実施するため、新築、建て替え、増改築等の施設整備を行う場合において、その整備計画・事業計画の妥当性と、法人運営の適正性または法人設立の適格性を審査するものでございます。

今年度から、下の米印ですけど、2以上の社会福祉法人の新たな連携の選択肢といたしまして、社会福祉連携推進法人制度が国の法改正によりまして制度化されたことに伴いまして、審査項目に新たに（6）といたしまして社会福祉連携推進法人の認定等に関する事項を追加したところでございます。

今年度の開催状況でございますが、令和5年12月15日に第1回の分科会を開催いたしました。審議の内容といたしましては、既設法人による児童養護施設分園の建て替えが1件、また既設法人による乳児院の建て替え計画の大幅変更が1件となっております、いずれの案件にいたしましても、審議の結果、適格となっております。

また、先ほどご説明いたしました審議項目の追加に関しまして、社会福祉施設・法人選考専門分科会運営基準の改正案件についても審議いただいたところでございます。

説明は以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

各専門分科会、部会の開催状況について事務局から説明をいただきました。

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。いかがでしょうか。

それぞれの計画につきましてはこの後ご説明をいただきますので、この分科会の活動状況について、あるいは開催状況についてはご質問ないということよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項に入らせていただきたいと思います。次期計画の策定についてでございますが、大阪市障がい者支援計画と第7期の障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について、資料の2-

1をご覧ください。

そして事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（三浦福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

福祉局障がい者施策部障がい福祉課長の三浦でございます。

私のほうから、次期大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要につきましてご説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

本計画の策定に当たりましては、昨年5月より合計6回のワーキング会議でご議論いただき、その後、大阪市障がい者施策推進協議会及び各部会におけるご審議をいただきながら策定作業を進めてまいりました。委員としてご参画いただきました方々に、この場をお借りいたしまして深くお礼申し上げます。

それでは、資料2-1に沿ってご説明をさせていただきます。

1、次期計画の位置づけをご覧ください。

本市では、障がい者施策を総合的に推進する観点から、3つの計画を一体的に作成しております。

1つ目の障がい者支援計画につきましては、障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本的な方向性を示す中長期の計画として策定しており、本市におきましては、障がい福祉計画との足並みをそろえる観点から、計画期間を6年間とし、令和6年から11年度までとしております。

次の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画として、必要なサービス見込み量等を定めるものでございまして、計画期間は3年間とされており、令和6年から8年度まででございます。

続きまして、2、次期計画策定で考慮すべきこととございますが、この間の法改正の状況としまして、医療的ケア児支援法や情報アクセシビリティ法など新たな法律のほか、障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正などの内容を盛り込んでおります。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき作成することとされており、これに沿って成果目標を設定いたします。国の基本方針につきましては、1から7の項目としてお示ししている内容となっております。

続きまして、資料右側には、計画策定に先駆けまして令和4年度に実施しました障がい者等基礎調査につきまして、調査結果から見えてきた課題のうち抜粋して4点をお示しさせていただいております。

1つ目の災害時の対策につきましては、災害時に必要と思うこととして、避難所などへの誘導や介助などの回答が最も多く、災害時の避難支援の取組の推進が求められております。

2つ目は家族への調査ですが、障がい者施策全般に望むこととして、親亡き後の支援の充実の回答が最も多くなっております。

次の引き籠もりがちな人の支援については、日中の主な活動に関する質問に家にいることが多いと答えた人が多く、社会参加の促進が課題となっております。

また、最後には、福祉サービス事業者への調査結果から、行政の支援を望む内容としまして、人材の確保・定着支援が挙げられるといった結果をお示しさせていただいており、これらの調査結果等につきましても計画本文に盛り込んでいるところでございます。

続きまして、具体的な計画の内容でございますが、資料の下、基本理念・基本方針の部分でございますが、本計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった障害者基本法の基本理念にのっとり、右端に記載をしております、個人としての尊重、社会参加の機会の確保、地域での自立生活の推進、この3つの基本方針の下、各施策を推進していくこととしております。

続きまして、資料裏面でございますが、こちらには障がい者支援計画の各論をお示しさせていただいております。

この各論につきましては、第1章から第6章まで、それぞれのテーマに沿って分類している現行計画を引き継ぎまして、分野ごとの現状と課題を踏まえ具体的な取組を記載する構成としております。

ご覧いただいております資料は、各章に盛り込みました取組をトピックとしてまとめさせていただいたものとなっております、下線を引いたものは今回新たに盛り込んだ内容でございます。

まず、第1章ですが、障害者差別解消法改正によりまして、令和6年4月から事業者に合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえまして、障がい理解に係る啓発などの取組強化について記載をしております。この差別解消に係る取組は、現行計画では第2章に記載しておりましたが、次期計画におきましては、障がい者差別の解消をはじめとする障がいへの理解促進が全ての障がい者施策の根幹にあるとの考え方に立ちまして、第1章の1つ目の項目に引き上げたものでございます。

次に、2、情報・コミュニケーションの部分には、意思疎通に関する支援や情報通信機器の利用促進などについて記載をしております。

続きまして、第2章では、1、権利擁護・相談支援としまして、基幹相談支援センターにおける地域の人材育成や支援体制づくりなどの取組のほか、新たに精神科病院における虐待について、精神保健福祉法において通報制度が規定されることを受け、その対応や未然防止について記載をしております。

また、その下のスポーツ・文化活動等では、新たな長居障がい者スポーツセンターの整備について記載をしております。

次の第3章では地域生活への移行に関する章となっております、1、入所施設からの地域移行につきましては、地域の受皿としてのグループホームの整備や支援体制の充実、また、入所施設が担う役割や機能についての検討などについて記載をしております。

2、精神科病院からの地域移行につきましては、新たに入院者訪問支援事業の実施や関係者との協議等について記載をしております。

次の第4章では、保育・教育や就業につきまして、インクルーシブ教育システムの充実や就労支援の質の向上などについて記載をしております。

第5章は主にバリアフリーや安全に関する施策を記載しております、ユニバーサルデザインの推進や障がいのある人の住宅入居の支援、災害時に備えた取組として個別避難計画の作成や、新型コロナウイルス感染症の対応等を踏まえた関係機関同士の連携等について記載をしております。

第6章は、保健・医療分野の取組としまして、医療的ケアを必要とするこどもやひきこもり等の課題への対応、依存症対策などについて記載をしております。

続きまして、6、障がい福祉計画・障がい児福祉計画でございますが、さきの説明でも触れましたが、国の基本指針を基に成果目標や福祉サービスの見込み量を定めるものでございまして、(1)成果目標につきましては、新たに設定した項目には頭に新と記載をさせていただいており、3、地域生活支援の充実の項目では、強度行動障がいのある人の支援ニーズの調査等や、次の4、福祉施設から一般就労への移行等の項目では、就労定着支援事業など就労支援の強化、5、障がい児支援の提供体制の整備等では、障がい児入所施設の児童の18歳以降の支援に関する協議の場の設定、6、相談支援体制の充実・強化等では、地域自立支援協議会での個別事例の検討などを盛り込んでおります。

続きます(2)には、訪問系、通所系、居住系などの各サービスの見込み量の一部を抜粋したのとなっておりますが、横に参考としてお示ししております障がい者手帳所持者数の増を1つの背景としまして、サービスの利用につきましても増加していくものと見込んでおります。

これらの障がい福祉サービスの利用をはじめとしまして、障がいのある人の支援ニーズは今後も一層増加することが見込まれますとともに、障がいのある人を取り巻く環境は一層複雑化・多様化しており、本市におきましては、本計画に基づきあらゆる側面からの取組を総合的に推進し、地域において安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

白澤委員長

ありがとうございました。

障がい者の支援計画と第7期障がい福祉計画、第3期の障がい児の福祉計画という3つの計画を併せてつくっていただいているわけですが、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

ウェブの皆さん方、いかがでしょうか。皆さん方、何かご質問ございませんか。

それでは、丸山さん、どうぞよろしく申し上げます。

丸山委員

1点、意見というほどではないのですが、今ご説明いただいた中で、来月から障害者差別解消法の改正によって合理的配慮の提供を義務化されるという部分でございまして、大阪府内では、条例でもともと前から同じような条件で入っていたかとは思うんですけども、事業者にも周知が行き渡っているかといいますと、なかなかしんどいところがあるというのが1点で、ぜひこれお願いしたいというのが1点と、あともう一点は、合理的な配慮の具体例がなかなか、いろいろ国ですとか自治体さんからも上げてはいただいているんですけども、様々な条件を考慮して検討しなさい、お互い当事者同士が様々な話合いを持ってやりなさいということにはなっていると思うんです。ただ、なかなか時間的に限られた中で対応していかないといけないとか、主張が食い違っているとか、もろもろの問題が既に一部起こってきている部分があると思うんですけども、そういうことで、できるだけ具体例をいろいろ挙げていただくということが進めば、事業者にとっても対応しやすいのではないかなというふうに思っております、そのあたりをぜひともお願いしたいなということでございます。

以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

合理的配慮という形で、できるだけ障がい者の生活を支える配慮をしてやっていくんだというのが合理的配慮の中身だと思うんですが、事業者にとってなかなか難しい問題もあるということで、何か事務局のほうで具体的にこういうような展開をしていきたいというのがございましたら少しご説明いただければと思うんですが、いかがでしょうか。特に商工会議所等との連携なんかも非常に大事かと思うんです。よろしく申し上げます。

事務局（三浦福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

ご意見ありがとうございます。障がい福祉課長の三浦でございます。

本市としましても、この4月の法改正を踏まえまして、ご指摘いただきましたように、事業者への周知につきましても、具体的な事例の紹介も含めまして、一層の強化に取り組んでまいりたいというふうに考えて

いるところでございます。

具体的な事例等につきましては、今現在も障がい者施策推進協議会の部会のほうで、個別事例の検討等につきまして関係の方々にもご議論いただきながら具体的な対応を進めているところございまして、そういったことも踏まえた周知をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

永岡委員、先にどうぞ。

永岡委員

今の障がい者支援計画の第1章の要約した案のほうで、1の啓発・理解促進のところちょっと気になったものですから。

2つ目の項目で「学校教育においては、こどもの頃から」というふうに書いてありまして、学校教育は当然ですけども、報告書の基本計画の元のものだと、25ページのところにありますように、こどもの頃からその認識を深めるために充実を図るということと、地域の住民や施設関係団体との連携協働による地域レベルでの人権教育、福祉教育の充実、そこにも努めますということがあって、そこが2章に入るのかなと思ったんですけど、1章の啓発・理解促進のところ、こどもの頃から、全ての住民全体の理解の促進というか充実という点では、「学校教育においては」というのだけに要約版のほうになっているものですから、そこは一応含んでいるということで理解したいと思しますので。その確認だけです。

白澤委員長

今、永岡委員の質問につきまして、事務局、何かありますでしょうか。具体的な提案も含まれている、後半の部分で書かれているんだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局（三浦福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

障がい福祉課長の三浦でございます。ご意見ありがとうございます。

ご指摘いただきました25ページのこどもの頃からの理解促進という点につきましては、今、福祉局のほう

でも実施しております福祉教育の推進に引き続き取り組みますとともに、社会福祉協議会のほうでも取り組んでいただいております各小学校での福祉に関する出前講座など、こういったこととも連携をした取組を進めていきたいというふうに思っております。

また、こどもに関する啓発以外の部分につきましては、計画、1つ手前の23ページのところの啓発、研修の充実の2ポツ目に、市民・事業者等も含めた啓発活動に取り組むということでまとめた記載をさせていただいております、こども以外にも、市民や事業者、市内の全ての方に対する啓発活動にも取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

それでは、ウェブで参加の三田委員、どうぞ。よろしく願いします。

三田委員

計画に関わった立場で、質問ではなくてコメントということでお願いしたいんですけども、形としてはどうか、計画は無事にできましたが、その間の割と議論が活発に出てきた一番の大きかったところは防災についてなんです。そのメンバーは障がい当事者だったり家族だったり現場の方たちなんですけれども、いろんな計画をつくっても、結果的に高齢の計画にも関わってきますし地域福祉計画にも関わってきますし、なかなかもやもやした中でいろいろ策定して文章をつくってきたんですけど、その間、危機管理室の方にも同席していただいたんですが、なかなか回答をきちんといただけなかったというのが全般的な印象でして、要するに、地域の啓発とか、あるいは全ての人が地域で生活し続けるためにとか、いろいろ書いてはいるけれども、防災というところでは障がいだけのところでは何ともできない部分がありまして、それを何か、いろんな分野、横串刺したような形で安心できるようなものを見せていただくとか、この計画と市の防災計画というものがどこでどうリンクするのかということが一向に見えないままにまた何年か後につくるという、ちょっともやもや感が委員の方からも最後の最後まで出続けまして、それを代表して報告するという事になってきております。

各区の自立支援協議会等で皆さん絡んでいるんですけど、各区の、危機管理室というか、の担当の方がかなり人手不足のようで、いろんなことになかなかコミュニケーションが難しいという声も出ておりましたので、問題提起といいますか、一応発言させていただきます。

以上です。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

私が冒頭申し上げたことと絡むんだと思うんですが、障がい者の問題というのは福祉局だけで解決できる問題じゃなくて、非常に幅広く、就労の問題もあれば教育の問題もあれば防災の問題も全部絡んでくるわけですね。これは高齢もそうだと思うんですが、あるいは地域福祉もそうだと思うんですが。一方で、高齢と障がいという、世代を超えて対応しなきゃならない、65歳になったら高齢となかなか整理できない、そういうものをどうつなげていくのかというのが。この計画も実は縦割りになっているわけです。

そんな中で、今日私申し上げたように、1つのそれぞれの計画が共通の目標に向かっていくという、同時にそのためには様々な人がきちっと参加するという、随分、いろんな委員会だけでも、ほかのセクションからも出てもらっているかとよく私は質問をしたんですが、そういうことが非常に大事な時期に来ているんだろうという問題提起かと思います。

今これは作成したので、実際に今から動いていく中で、もう一度やっぱりそういうことを連携してやっていくという整理をそれぞれの、これ何も障がいだけじゃなくて高齢もそうだと思いますし、とりわけ地域福祉なんかはもう本当に幅広いと思いますから、そういう観点だと思いますが、事務局、何かございますでしょうか。

事務局（三浦福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

障がい福祉課長の三浦でございます。ご意見ありがとうございます。

災害に関する取組につきましては、先ほど三田委員から報告いただきましたように、この間の計画策定におきましてもたくさんのご意見、ご議論いただいたところでございます。

今回、この災害の取組に限らず、ご指摘いただいた内容としまして、大阪市の各部局の横の連携というところは大きくご指摘をいただいたところであると思っておりますし、その一つとして災害の取組は大きな課題であるというふうに思っております。

今回、計画策定の過程を通じましていただきましたご意見を踏まえまして、危機管理室との連携、しっかり取れるように話合いのほうは進めてまいりたいと思っておりますし、また、そういった取組の経過につきましても適宜ご報告させていただけるような内容で、計画の進捗管理につきましては行ってまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

三田委員、よろしいでしょうか。

ほかにかがででしょうか。

ぜひこれ、何か計画って、今日もご説明いただくの、みんな別の人が報告いただくように、縦でつくっているわけですよね。縦の部分をどう横につないでいくのか、それは地域福祉計画なのか分からないんですが、そういう問題と同時に、福祉の問題って福祉局だけでやれるということではもうなくなっているわけでしょうから、ぜひ、そういうところをどういうふうに皆さんが結集してやっていくのかということが大事。

佐田委員、それじゃどうぞ。

佐田委員

佐田でございます。

今、高齢者のほうなんかでは身元保証の問題がクローズアップされていまして、入所の際とかには、公共の分野なんかではそういう形で必ずしも身元保証は必要でないと言いつつも、実際身元信用保証業界という存在があつて、そこを利用してやっているというようなことも多々見受けられるんですけども、この障がい者支援計画等で、入所施設からの地域移行とか、精神科病院からの地域移行というときに、身元保証というのが求められる場面というのは特になのかどうか。もしそのようなときにはどういう対処をされるのかというのは、やはりちょっと問題としてあるんじゃないかなと思うのですが、その辺にかがででしょうか。

白澤委員長

いかがでしょうか。高齢なんかだと、ひとり暮らしなんかの人が施設に入るときの身元保証って大変大きな課題、あるいはどこかの住宅に入るときの身元保証というのはなかなか難しい問題あるんですが、障がい者という問題というのはいかがかということですが。あるいはそれは計画にどう反映しているか。

事務局（三浦福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

ありがとうございます。

まず、地域移行の取組に関しましては、主に長期に入所施設に入っておられる方を中心としまして、地域での生活に移行していただくというふうな方向性の取組を進めているところでございまして、その経過の中では、例えばグループホームに移る際のグループホームの契約ですとか、そういったところに関連するご指摘かなというふうに受け止めております。

そういったところにつきましては、地域移行の取組の過程で必要に応じて成年後見制度の利用をするなどというふうな形で、安心して地域での生活に移行していただけるように取り組んでいくというふうな方向性

で考えております。

また、先ほどの一般住宅への入居ということに関しましては、本市におきましては大阪市住宅入居等支援事業というものを実施しておりまして、住宅入居に関わりまして支援の必要な障がいのある方に対しては、障がい者基幹相談支援センターの支援によりまして、住宅入居の前後の支援ということで、物件を探したりですとか、大家さんとのやり取りですとか、入居後の安定した生活のために必要なサービス提供体制を整えるというふうな支援をしているということで、安心して地域で暮らしていただけるような支援をしているところでして、また、身元保証というふうなお話もいただきましたが、そのあたりの、最近では居住支援法人というものも大阪府でもたくさん認定がされておりまして、ひとり暮らしの高齢者の方、障がい者の方で身元保証がない場合でも賃貸住宅に住んでいただけるというふうな支援ができるような法人も増えているというところで、そういった居住支援法人と行政との連携というものも進めてまいりたいというふうにご考えているところでございます。よろしくお願いたします。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

それじゃ、手嶋委員、どうぞ。

手嶋委員

本来なら分科会で言うべき事柄とは思いますが、第4章、5章、6章の中で、この間、役員会した中で、聴覚障がいの方が携帯買換えに行ったと、それで携帯買いにいったら相手は何も分からない。言葉が分からない。それで困ってこういうのなのでいろいろ見せてもうてやったんやけど言葉が通じない。iPadでも店が持っておればそれなりに分かるんだけど、言葉が通じないおかげで全然分かってきていないということで。

それと、災害なんか起きたときに、これは聴覚障がいの場合は全然そういう、役所でも行けば24区の区はiPadを置いていただいていますけれども、それが道で会うた場合は、割と聴覚障がいは携帯の便利さを分かっている全部よくやるんですが、一般の人はなかなかそこは難しいかなと思う。我々も難しいんですけども。

そういうことで、地域で安心して住むということは、ドコモ、au、そういうところには、ちゃんと分かって売買してくれる、売ってもらえるというところがあれば話しやすいねんけどということで、それまた分科会で聴覚障がいの会長と意見を言うという形でやっていたんですけども、そういう場合に全然情報が伝わ

らない人が多いということを、我々特に障がい者の場合はあるので、そのところ、ここに書き入れたってくれているインクルーシブとかユニバーサルデザインとか、いろいろな意味で書いてあるんですけど、なかなかそれは一般の人にも分かりにくい、そういうことをこれからどう我々は言葉として、というかその中に入れていくか、文章の中に入れていくかというのちょっとこれから、我々も考えていっているところなんですけど。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

それも合理的配慮の一つだと思うんですが、報告書というのはなかなか難しく、合理的配慮という言葉だって恐らく地域の人をご存じないだろうし、インクルーシブ社会と言うてもなかなか分からないと。そういう中で、仕事をされている人とか地域の人たちにもっと理解をどうしていくのかというのが多分ご意見だと思うんですが、何か事務局ありましたら。いかがでしょうか。

事務局（三浦福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

障がい福祉課長の三浦でございます。ご意見ありがとうございます。

ご指摘いただきました内容は、障がいのある方の情報取得に関する課題ということであるというふうに感じております。その点につきましては、令和4年に情報アクセシビリティ法も施行されておりました、その中では、障がいのある人がどの地域においても等しく情報取得ができるように整備することというふうなことが規定されておりますとともに、健常者の方と同一の内容を同一時点で取得できるようにすること、また、デジタル社会の推進などにより、より情報を伝わりやすくすることというふうなことも盛り込まれております。

本市におきましては、これまでも、手話通訳者の養成、また派遣事業でございますとか、区役所の窓口等にタブレット端末を置きまして遠隔手話通訳ができる仕組みなど様々取組を進めてまいりましたが、今ご指摘いただきましたように、まだそれが十分に活用していただけるような状況が十分整備されているとは言えないと思っております、引き続き取組を進めてまいりたいというふう考えております。

また、本市におきましては、来年度、手話に関する推進方針の3年後の見直しということで策定するタイミングでございますので、その中でも様々ご意見をいただきながら今後の本市の施策の方向性についても検討してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

白澤委員長

どうもありがとう。

手嶋委員、よろしいでしょうか。

手嶋委員

はい。

白澤委員長

ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、この障がい者計画につきまして報告を終わらせていただきたいと思います。

引き続きまして、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について、資料2-2をご覧ください。

事務局からご説明をお願いします。

事務局（岸田福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）

○岸田 福祉局高齢福祉課長、岸田でございます。

私からは、資料2-2の令和6年から8年を計画期間とした第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要をご説明いたします。

資料左上の計画の策定についてでございます。

本市では、地域で生活する全ての高齢者が生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進しています。

その下の2、大阪市の高齢者を取り巻く状況でございます。

1つ目のグラフ、本市の将来人口の推計でございます。2040年、令和22年には、高齢化率が30%を超えて高齢者人口が伸びることが推計されています。

次に、認知症高齢者数と第1号被保険者数の推移でございます。グラフの下の方にございます四角の中にある数字が第1号被保険者数、65歳以上の全ての高齢者数となります。2023年、令和5年まではほぼ横ばいで推移してきましたが、そのうち一番上にある線グラフでお示ししています85歳以上の人口が増え続けてきたため、認知症高齢者数が増加を続けている状況でございます。

次に、要介護認定者数の推移と推計でございます。要介護認定者数、これは各年度の棒グラフの一番上に記載している人数でございますが、2023年、令和5年まではほぼ横ばいとなっておりますが、今後はさらに

増加していくと推計されています。

次に、資料右側の上の65歳以上の方がおられる世帯の状況でございます。ひとり暮らし高齢者の割合が上昇傾向で推移しており、2020年、令和2年には45%となっており、ひとり暮らし高齢者の割合が全国平均と比べて非常に高くなっている状況でございます。

次は、3、計画の基本的な考え方でございます。

施策推進の基本的な考え方といたしまして、今後のさらなる高齢化社会の進展を見据えて、高齢者も他の世代とともに社会を支えていくという考え方を基本として、高齢者一人一人が地域で自立した生活を安心して営み、健康で生き生きと豊かに尊厳を持って暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

このため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化・推進いたします。

また、将来の介護現場を支える人材の確保は本市においても重要な課題でございます。福祉・介護人材の確保、育成、定着につながる取組も推進してまいります。

さらに、高齢者の自立支援とともに、要介護状態の重度化防止を図りつつ、介護保険制度の持続を確保する取組なども推進いたします。

これらを計画の基本的な考え方としております。

次に、施策の体系でございます。次期計画では、4つの基本方針の下、地域包括ケアシステムの推進に向けた5つの重点的な課題に向けた取組を推進いたします。

裏面をご覧ください。

5つの重点的な課題に対する個別の施策と具体的取組の一部の抜粋でございます。簡単に概要をご説明いたします。

一番左の縦書きの分が先ほどの5つの重点的な課題でございます。

まず、1つ目の地域包括ケアの推進体制の充実の課題に対しましては、在宅医療・介護連携の推進に引き続き取り組むとともに、地域包括支援センターの機能強化を図ります。また、地域における見守り施策の推進を図るとともに、総合的に相談支援ができる体制づくりを進めます。

2つ目の認知症施策の推進の課題に対しましては、認知症月間等の機会を捉えて認知症の理解を深める普及啓発を行うほか、認知症初期集中支援チームの活動などに取り組みます。

3つ目の介護予防・健康づくりの充実・推進の課題に対しましては、引き続き生活習慣病の予防と介護予防に取り組むとともに、高齢者の社会参加と生きがいのづくりに取り組みます。

4つ目の地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実の課題に対しましては、介護予防・生活支援サービス事業の充実に向けての取組や、福祉・介護人材の確保、育成に取り組みます。

最後の5つ目、高齢者の多様な住まい方の支援の課題に対しましては、自宅での生活が困難になった場合に住み替える施設として特別養護老人ホームなどの施設整備を進めてまいります。

簡単ですが、重点的な課題に対する個別の施策と具体的取組の説明は以上でございます。

次に、5、自立支援・重度化防止等に係る取組と目標でございますが、地域の現状を把握、分析した後に抽出される課題に応じて取組と目標を設定しています。取組の達成状況につきましては、毎年自己評価したものを高齢者福祉専門分科会においてご報告しております。

最後に、6、介護保険給付に係る費用等の見込み及び介護保険料でございます。

令和6年度から令和8年度の介護保険料でございますが、後期高齢者の増加により要介護認定者数が増えることで介護サービスの給付費の増が見込まれるため、プラス1,500円の上昇となりますが、介護給付費準備基金の取崩しにより368円を引き下げて月額9,249円となり、第8期と比べて1,155円、14.3%の上昇となっております。

説明は以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

高齢者の介護保険事業計画をご説明いただきましたが、何か皆さん方からご意見、ご質問いかがでしょうか。

いかがでしょうか。ご質問ございませんでしょうか。いかがでしょうか。いいでしょうか。

はい、どうぞ。

森脇委員

厚生文化事業団の森脇と申します。

高齢者に対するこういうふうな制度設計の充実というのは高齢者にとっては非常にうれしいことなんですけど、この制度を支える若い世代に対してはどんな配慮をされているのでしょうか。

白澤委員長

それは大阪市としてですか。

森脇委員

大阪市内に。はい。

白澤委員長

事務局、なかなか答えにくい質問かも知れないんですが、こういう保険料を出してもらおうという問題もあるわけですが、40歳以上の人たちは、どのように若い人の理解を得てやってるのか、何かございましたら。

事務局、いかがでしょうか。

坂田福祉局長

すみません。ちょっと直接的な答えになるかどうかはあれなんですけども、今、白澤先生言うていただきましたとおり、保険料という意味でいいますと、ちょっと違うんですが、国民健康保険なんかにしても、若い人への保険料の配慮、子育て世帯への保険料の配慮というようなことがございます。

大阪市全体といたしましては、市長の方針で、子育てが日本で一番しやすいようにできるというような、若者に対しても重点的な施策を大阪市全体としては打っているというようなことになっておりまして、それが高齢者を支えるためかどうかというような話ではないかもしれませんが、大阪に若い人がたくさん入ってきて、働いていただいて税金も納めていただいてということが、高齢者を次に支えていくということにつながっているのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

白澤委員長

例えば40歳から65歳というのは親の世代のために保険料を払っているということだと思うんです。65歳以上は自分のために払っていると。40歳から45歳の人たちが払っているというのは、自分の親を介護することになりますから、要するに介護の負担の軽減というところにきちっと焦点も合わせた計画になっているかどうかと、そういうことが1つの大きなポイントだろうと思うんですが、大体、例えばヘルパーとかデイサービスとか施設というのは介護の負担軽減にもなるわけですから、そういう家族という視点がやっぱり少し、今、森脇委員がおっしゃっているように大変大事な、何か要介護者だけの話じゃなくて、その世代も保険料で支えているんだという認識で計画というのをつくっていかないかんのだろうと、こういうように思います。

よろしいでしょうか。

森脇委員

はい。

白澤委員長

ほかにいかがでしょうか。

介護保険の保険料も決まりましたので、これでいくということであろうと思うんですが、大阪市の場合はひとり暮らしの比率がこの表を見てももう断トツに、恐らく日本で一番ひとり暮らし比率が高いんだと思うんですが、それが保険料を押し上げていると。先ほどの、今のご質問に合わせて言うと、家族で支えられない、そういう人たちがたくさんおられる、それは当然介護保険のサービスを使ってという、それはそれで安心した生活を支えていく意味で大事なんです、当然保険という仕組みは全ての地域の人たちの保険料に跳ね返ってくる、こういう現実の中でやむを得ない状況なのかなという、そういうことかなというように思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、3番目ですが、第3期大阪市地域福祉基本計画につきましてご説明をお願いしたいと思います。

資料は2-3をご覧ください。

よろしく申し上げます。

事務局（岩田福祉局生活福祉部地域福祉課長）

福祉局地域福祉課長の岩田でございます。

着座にて失礼いたします。

第3期大阪市地域福祉基本計画の概要についてご説明いたします。

地域福祉基本計画の策定にご協力いただきました委員の皆様には、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

それでは資料2-3をご覧ください。

資料左上の1、計画の概要でございますが、本計画は、各区の地域福祉を推進する取組を支援するとともに、各区に共通する課題や法・制度等への対応を地域全体で取り組んでいくために策定しております。先ほど説明のありました障がい、高齢の計画と同様、3か年を計画期間としております。

各区の地域福祉計画等との関係につきましては、表にまとめておりますとおり、区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための各区の計画を支援する基礎的計画としております。

また、本計画は、議事冒頭に白澤委員長からご案内いただきましたように、地域という視点から保健福祉

の各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別などの違いにかかわらず、全ての人の地域生活を支えることを目指すものでございます。

続きまして、2、本市の現状・課題をご覧ください。

本計画に記載しております統計データの一部として、高齢者人口・年少人口の推移と将来推計、市民の地域福祉活動への関心と参加状況などについてご紹介をしております。

資料右側の3、法・制度の動向と本市の方針をご覧ください。

まず、上段、国の動向といたしまして、現在、国では地域共生社会の実現を目指し法改正等が続いております。中でも社会福祉法につきましては、市町村の努力義務と定められました包括的支援体制の整備に係る手法の一つといたしまして、重層的支援体制整備事業が施行されております。

また、本市の地域福祉基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する市町村計画を兼ねており、国の第2期計画にも対応しております。

この計画は、こうした国の動向も踏まえ、下段に本市の方針として記載をしております。

本市の取組方針といたしましては、気にかける・つながる・支え合う地域づくりと、だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくりを基本目標として掲げるとともに、それぞれの基本目標に取り組むに当たりましては、参加支援の視点を踏まえながら実施することとしております。これは、国の重層的支援体制整備事業の相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を3つの柱として一体的に実施するという考え方と合致するものであると認識しているところでございます。

また、成年後見制度の利用の促進につきましては、引き続き権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組むとともに、市民後見人の養成支援を強化することとしております。

資料の裏面をご覧ください。

4、基本理念と基本目標でございますが、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりという基本理念を実現するため、先ほどご説明いたしました2つの基本目標を掲げております。

資料左側をご覧ください。

基本目標1、気にかける・つながる・支え合う地域づくりにつきましては、住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実、地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進、災害時等における要援護者への支援の3つの柱立てとしております。

特に住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実におきましては、世代や属性にかかわらず、住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりや、地域福祉活動に参加するきっかけをつくることが重要であると考えております。

重点的な取組といたしましては、地域福祉活動への参画促進と地域における見守りネットワークの強化を

挙げております。

資料右側をご覧ください。

基本目標 2、だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくりにつきましては、相談支援体制の充実、権利擁護支援体制の強化、福祉人材の育成・確保の 3 つの柱立てとしております。ここでは、生活課題を抱えた方に対しまして、福祉専門職が支援していくことができる体制づくりというのが重要であると考えておりまして、地域において誰でもいつでも何でも相談ができて、適切な支援に結びつくような体制を全市的につくっていくことが大切であると考えております。

重点的な取組といたしましては、複合的な課題を抱えた世帯への支援体制の充実、虐待防止に向けた地域連携の推進、成年後見制度の利用促進及び行政職員を含めた福祉人材の育成等に取り組んでいくこととしております。

地域福祉基本計画の概要説明については以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

第 3 期の大阪市地域福祉基本計画につきまして、ご質問あるいはご意見いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

岡田委員長代理

これはちょっとお願いといいますか、高齢者福祉専門分科会からのお願いなんです、この地域福祉基本計画というのは、この定義にもありますように、本計画は地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず全ての地域生活を支えることを目指すという計画で、私の理解としては、この下に、例えば地域福祉計画の 5 ページに書いてあるそれぞれの計画の上位の地域の計画であるというふうに理解しています。その意味では、計画の各分科会に対して何らかのフィードバックをしていただかないといけないのかなと。どういうことが議論され、どういう計画になっているのかということが大事じゃないかなと思っています。

具体的に申し上げますと、これは昨日開かれた高齢者福祉分科会でも議論になったんですが、ここのテーマである複合的な課題、これももちろん高齢者福祉分科会でも議論されていまして、例えば障がいのある方と認知症高齢者のご家族をどう支援していくのかという非常に複合的な課題があったりとか、あるいは 8050 問題であるとか、様々な複合的な課題が議論されている。そのこともやはり恐らく地域福祉のところでも議論されている可能性があって、非常にオーバーラップされる議論があると。そうしますと、やはりその情

報共有をすることで議論を深め、どういうふうに制度設計をしていくのかというのは大事な部分じゃないのかなと。

先ほど委員長がおっしゃったように、単体だけではなくてそれぞれの分野で複合的に、あるいは重なっている部分というのはどこかで議論しないといけない。まずは分科会で議論させていただきたいので、こういった情報をまず各分科会にフィードバックをしていただきたいということと、それからもう一つ重要な議論として、情報としては、例えば高齢者福祉分科会でもヤングケアラーの問題を取り上げている、そこでもやっぱり出てきて、125ページにヤングケアラーの実態調査から出てくる状況というふうに書かれていて、どういうヤングケアラーの状態なのか書かれているわけです。こういったことは非常に高齢者の福祉分科会でも議論ができる内容で、どういうふうに一体的に支援していくのかということが大事じゃないかと。

そして、126ページのまとめのところも、私としては非常に参考になるまとめでありまして、こういったことをやはり各分科会にフィードバックして、そして新たな施策、あるいはよりよい施策を展開していくことをしていただかないといけないんじゃないかと思いますので、こういった情報、特に地域計画の各分科会に対する情報のフィードバックをお願いしたいなというふうに思う。

以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

縦割りの計画になっているんじゃないかという、そういう話ですが、なかなかそこを調整というのはお互い難しい問題もあるんだろうと。そのキーになるのは地域福祉計画になるんだろうと思うんですが、何か事務局のほうございますでしょうか。

事務局（岩田福祉局生活福祉部地域福祉課長）

地域福祉課長の岩田でございます。ご意見ありがとうございました。

複合的課題に関する対応ということにつきましてまずお答えさせていただきます。

計画の重点的取組としても先ほどご紹介させていただきました複合的な課題を抱えた世帯への支援体制の充実ということで、地域福祉基本計画では78ページになりますけれども、総合的な支援調整の場、つながる場の開催をはじめといたしまして、総合的な相談支援体制の充実事業というのを大阪市では全区で展開しております。こちらの実際の会議の場では、委員ご指摘のとおり、8050の世帯ですとか、認知症と高齢者と障がいをお持ちのお子さんの家庭ですとか、なかなかそれぞれの分野で相談支援の専門機関が入ったとしても支援が難しいケースについて、分野横断的に、また、行政だけでなく、相談支援機関だけでなく、地域も含

めた三者で話し合う場というのを、事業を進めております。そこで様々な出てきた課題につきましては、それぞれの分野に携わる相談支援機関等と共有して、フィードバックして、支援の体制の充実につなげているところでございます。この事業につきましては、高齢や障がいの計画におきましても記載をしているところでございます。

また、2点目のヤングケアラー等のデータについて、非常に議論に役立てていただけるというご意見につきましては、そういったベーシックなデータをたくさん提供して議論していただくということが地域福祉基本計画の1つの役割でもあるのかなということで、他の2つの計画に比べて非常にたくさんあらゆる分野に関わるようなデータ集というものを今回整備しております。ご意見いただきましたように、こういった横断的に施策を進める必要性ですとかデータにつきまして、今後、分科会のほうで、もちろん参加させていただいておりますし、意識していただいているところではあるんですけども、上位計画として基本理念を共有するように、何か分科会のほうでの取組ができないかということはそれぞれの担当と検討させていただきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。いかがですか。

それじゃ、三田委員、どうぞ。

三田委員

すみません。岡田委員の発言は本当に賛成ですというのがまず1つと、もう一つ、障がい分野とも重なっているんですが、成年後見制度の促進について書かれているところで、何か成年後見制度がとても素晴らしいもののような書きぶりばかりが目につくということが、例えば障がい者の支援の現場と少しずれがあって、権利擁護、権利を守るための方がついたことによって生活のライフスタイルが変更を余儀なくされたり、なかなかマッチングがうまくいかなくて、長期間その関係性でストレスを感じてということとか、非常に問題が障がい分野では起こっているというふうに認識しております。

なので、国の方向性は促進、促進ということなんですけれども、なかなか一旦選任されてしまうと変更が難しいこの制度の、前と、そしてあるいはその途中ででも何かモニタリングなり、あるいは苦情が言える仕組みだったりというのをつくることなんかも考えていただいた上で、成年後見制度はバラ色の仕組みではないというご理解の下にこういう計画をつくられたのでしょうかということです。質問というか意見というか、すみません、以上です。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

成年後見制度というのは2000年にできたわけですが、できたときは、代理決定人というか、なかなか意思決定できない人が代理で決定をする人をつけるということで成年後見制度ができたわけですが、随分考えが変わってきて、ヨーロッパの国々というのは後見人というのを本人の意思を決定することを支援する人なんだという考え方に変わってきて、恐らくそのことの議論なんだろうと思うんですが、一方で、確かに今も代理人、代理で決定するという要素も持っているわけですから、そういう意味では一番のやっぱり根本は意思決定支援という、これは障がい者であろうと高齢者であろうと全ての人の意思決定支援をどう支えていくのか、そういうようなことが地域福祉計画の中にもきちっとうたわれていくことが大事なんじゃないかという、そういうご意見だと思うんです。

何か事務局ありましたら。

事務局（岩田福祉局生活福祉部地域福祉課長）

地域福祉課長の岩田でございます。ありがとうございました。

地域福祉基本計画におきましては、88ページになりますけれども、重点的な取組といたしまして成年後見制度の利用促進について記載をしておりますが、この中で、権利擁護支援チームに対する支援の強化というところにおきましては、委員ご指摘のとおり、下から3行目になりますけれども、本人を中心とする権利擁護支援チームを形成し支援に当たるということで、本人様を中心としてチームで意思決定支援を行っていくということを基本的な考え方として大阪市としては取組を進めているところでございます。

制度としてはこのようになっておりますが、もちろん三田委員ご指摘のとおり、実際の運用上で様々な課題があることは認識しておりますので、今後も適切な運用になるように検討してまいりたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

僕、今日、社会福祉審議会は七夕さんみたいなもので、年に1回皆さん方に集ってもらって報告するという、そんなセレモニー的なものだと思っていたんですが、今日いろんなご意見いただいて、全体を捉えて見ると、3つ今日、計画の話をいただいたわけですが、その3つが一体的な目標でそごのない形でどう進めていくのかって非常に大事だなというのがこの委員会の皆さん方のご意見のような気がするんです。

これはだから事務局に、親委員会ですから、この親委員会から見ると、もう少し分科会のこういう計画、これももう3年先になるわけですが、まずお互いが、きちっと整合性のあるとか連続性のある、そういうような計画にするために、できたらどういうようにしていったらいいのかと一度事務局でご検討いただくといいんじゃないかと。まさにそのことが今、地域共生社会の実現と言われている話と相通じる話なのではないかなというように思いますので、一度ご検討いただきたいと、こういうようにと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

個々の計画はそれなりにきちっとできているけれど、それをどう横のつながりでつくっていくのか、恐らく地域福祉計画中心に考えていただくことになるかと思うんですが。

これはこどもの計画も本当はあるんですが。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員

地域福祉計画に携わりましたので、コメントをしておきます。先ほどちょっと、大きな話になりますけど、岡田委員から地域福祉計画の内容を各分野別計画にというのはもっともな話なんですけど、実は、私はずっと、障がい福祉計画と介護保険事業計画が同時で計画が進行しているにもかかわらず、両計画に重複する問題が両分科会で話し合われたのかなということを非常にちょっと疑問を持っているわけなんです。

ですので今後は、この審議会で3つの計画が本日審議されておりますけれども、地域福祉計画から横断化することと、両分科会の計画策定のところで重複問題を相互に話し合っただけで両計画の中に入れていくような、そういう計画の立て方が非常に重要なんじゃないかなというふうに思います。

地域福祉計画に関しては、この計画が復活して第3期目で、やっとまた地域福祉の基盤を大阪市なりに整えつつあると。次期計画、この第3期の計画の中で、包括的支援体制、重層的支援体制整備事業をどうしていくかということが、この計画の中にメニューを入れながら検討されるということになるんですけども、実はこの計画は、地域福祉としては、区行政の支援計画的な、条件整備計画的な意味合いが大きいので、今後焦点になるのは、区で立てられている地域福祉ビジョンの質の問題、それを運営する区の保健福祉課の部署の運営の問題、ここの評価をどのように図っていくかということが重点になると思います。

そういう意味では、市全体の計画はそれなりに立てられたんだけど、区の地域福祉ビジョンの質は率直に言ってまだまだだと思います。そこがしっかりされないと地域福祉は進まないということになりますので、今後の課題も含めて申し上げておきたいと思います。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

恐らく2点あるんだと思うんですが、1点は、これ地域福祉計画だけなんです、各区の地域福祉ビジョンという計画につながっているわけでありまして。そういう意味では非常に身近なところで、それも住民が中心になって作成をしていくという計画、この部分をどう充実をさせていくのかというのが非常に重要なテーマだと。そこをどういうように支えていくのかということが1点大きなテーマだと。しかし、せっかくこういう各区でつくっているというのは非常にユニークな、いろんな事情があって作り始めたわけですが、そこをどううまく生かして地域の人たちが自分たちの計画をつくり生かしていくのかという、それをどうサポートを行政的にも市自体としてサポートしていくのか、この問題が1点だと思うんですが、もう一点はやはり先ほどの問題に戻るんだと思うんですが、要するに3つの計画というのをどういうように連携をさせていくのかというのは地域福祉も同じ課題だと。だからそれを、こういう会議がやれるから、やっとなんか議論になってきたという意味ではこの委員会の意味もあるということになるわけですが、そこら辺を事務局として一度、例えば計画のプロセスの中で委員長等々での調整をすとか、あるいは、当然事務局も入っての調整になるんだろうと思うんですが、事務局サイドだけでいいのか、もう少し委員のメンバーも参画をして、3年後の話になるかと思いますが、そういうことを少しご検討いただくという話かと思いますが。

もう一点は、もう一度戻るわけですが、区の議論ですね。区のビジョンと見ると、しかし地域福祉計画というよりも、高齢者の計画の要素も当然入ってくるわけですし、障がいの話だとかこどもの話も入っているわけですから、そういう意味でももう少しそのあたりも一体的に、どういうように区のビジョンを膨らませ、そしてそのことが実行できるようなサポートしていくのか。これは組織的なサポートもあれば財源的なサポートも含めてどうあるべきかというのは、せっかく大阪市独自のビジョンでございますから、各区は、これをぜひ生かしていくということを考えていくということで事務局のほうにお願いをしておきたい、こういうふうに思いますが、よろしいでしょうか。

何か事務局でご意見ございましたら、いかがでしょうか。

事務局（岩田福祉局生活福祉部地域福祉課長）

地域福祉課長の岩田でございます。ありがとうございました。

まず、1つ目の各区の地域福祉計画に対しますサポートという点についてでございますけれども、藤井委員とともに、ご意見いただきまして、今年度より、計画策定をする各区役所にヒアリング等、地域福祉課の担当職員が行きまして、大阪市の地域福祉基本計画の理念を共有するすとか、計画に当たっての支援を行う取組を始めているところでございます。今後、全区を対象にした計画の質の向上すとか、そういったこ

とに局として取り組んでまいりたいと思っております。

また、横断的な意味で申し上げますと、区の保健福祉センターにおきましては、各分野、高齢、障がい、子どもを含めまして、区保健福祉センターで行っております、実際に各区で策定しております福祉計画を見ますと、それぞれの分野の取組を具体的に書かれたものが多くございますので、そういった意味では現場の市民の方に近い区役所の計画というのが非常に大切であると認識しているところでございます。

次期の計画策定期におけます各分科会の連携につきましては、それぞれの担当の部署で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

ほかに何か皆さん方から。

永岡委員、どうぞ。

永岡委員

今のまとめていただいたので同感です。

その上で、今の横断的な課題とつながることですけど、先ほどちょっと言い足りなかったところがありましたので。

障がい者支援計画のところ、もう公表もされているもので、今言っても遅いかもしれないんですが、今後の整理のためにということでの発言ですが、先ほどの第1章の啓発・理解促進のところ概要版で3つ項目が挙がっているんですが、2つ目が「学校教育においては、こどもの頃から」というふうになっていて、計画の前文のほうでは、25ページの囲みのところには、こどもの頃からということで学校教育というふうには限定されていないんです。その下のほうには、学校教育においてはというのと地域レベルでということと両方、教育の機会が充実するようということが書いてありますので、趣旨からすると、ほかの計画とも関連させると、やはり学校教育と地域でのそういう教育、総合学習、そういうものと1つになっていないといけないんじゃないかなと思ひまして。せっかく囲みではそういうふうにかこむからというだけで書いてありますので、限定しないほうがいいんじゃないかということで、ちょっと意見だけです。

白澤委員長

ご意見ということですが、障がいのほう、よろしいでしょうか。

施策を推進する上でのごこととお考えいただければいいと思いますが。

どうぞ。

事務局（三浦福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

○三浦 障がい福祉課長の三浦でございます。ご意見ありがとうございます。

ご指摘いただきましたとおり、障がい理解の促進に関する取組につきましては、学校教育にかかわらず、こどもの頃から身近に触れていただいて、理解を深めていただくということが大変重要なことであると思っておりますので、そのような方向での取組をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

片山委員

すみません、大阪市会議長の片山でございます。

質問というより、意見というかお礼というか、その辺のことをちょっと話したいと思うんですけど、本日は本当に、総会にご参加いただきまして、たくさん議論をいただきましてありがとうございます。

また、日頃からは福祉行政にご協力賜りまして、この場を借りましてお礼申し上げます。

委員長からも先ほど議論が出ておりましたが、市民が抱える福祉の課題というのは、高齢者のことや障がい者のこと、あるいは育児のことなど、いずれか1つというものではなくて複合的に絡み合っていることが多くなってきております。ますます複雑化・多様化・深刻化してきているのが現状ではないかなというふうに思います。

そのような状況におきまして、福祉や医療の専門の方々や、見守り活動に取り組んでおられる地域の方々により市民生活は支えられておりまして、本日もそのような方々がたくさんご参加いただきましてお礼を申し上げます。

福祉の課題が山積した現状におきましては、一朝一夕に解決できるものではなく、本日報告のあった高齢者福祉や障がい者福祉、地域福祉の各計画で今後の取り組むべき方向性が示されているわけですが、各計画が相互に今後連携されていくべきではないかというお話も出てきて、まさにそのとおりかなというふうに思っております。

各計画に共通する理念は、行政や専門職、地域の方々の3者が連携しまして、誰もが安心して暮らしていけることができる地域をつくり上げていくということにあるのではないかと思います。

大阪市会といたしましても、これまで市民の安心・安全と豊かな大阪の実現に取り組んでいるところではございますが、福祉計画が掲げる地域づくりについてもこれからしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

最後になりますが、本日は誠にご議論、ご審議いただきましてありがとうございます。今後とも福祉行政にご協力賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

そういう意味では連携というのが大事なんです、昨年、岡田委員から出た問題は、福祉人材の確保がどうなるのかという。恐らくある意味で労働行政というのは大阪府の仕事という部分はあるわけですが、福祉人材に限っては、大阪市、何するのかという喫緊の課題もあると思うんですが、3つとも何か福祉人材の確保という共通のテーマを書いているわけですが、なかなかここも高齢の人材、障がいの人材ではないんだろうと思いますから、少し共通して大阪市全体としてどういうふうに福祉人材の確保に行政として関わられるのかというのは、3つの計画を一体的に少しお考えいただいて統合的にやっていただくと、これは去年のテーマだったんですが、ぜひそれも継続してご検討いただくと大変ありがたいなと、こういうふうに思います。恐らくその人材がいなければ、この計画3つともうまくいかないと、こういうことでございます。当然その中には民間の地域の人たちのご協力も大変大事なテーマでありますし、同時に専門職の人材も大変大事だということで、お願いをしておきたいと思います。

ほかにかがででしょうか。

ウェブでお入りいただいている皆さん方、よろしいでしょうか。

ご出席いただいている皆さん、よろしいでしょうか。

なければ、これで全ての議題についてお諮りをしましたので、事務局のほうに返させていただきます。

どうもありがとうございました。

事務局（吉原福祉局総務部経理・企画課長代理）

白澤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本日は、お忙しい中、長時間にわたりご意見いただきましてありがとうございます。

時間に限りもございましたので、ご意見などお気づきの点等ございましたら、後日でも結構でございます

ので、メールやファクス等で事務局にお知らせいただきましたら幸いです。

また、本日会場の皆様には大変分厚い資料もお配りさせていただいております。郵送等でお送りさせていただくことも可能でございますので、郵送をご希望されます方はお席に置いたままお帰りいただいて結構でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、本日の大阪市社会福祉審議会総会を終了させていただきます。

次回の総会は令和6年12月の開催を予定しております。

ウェブでご参加の皆様はご退席いただきますようお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。